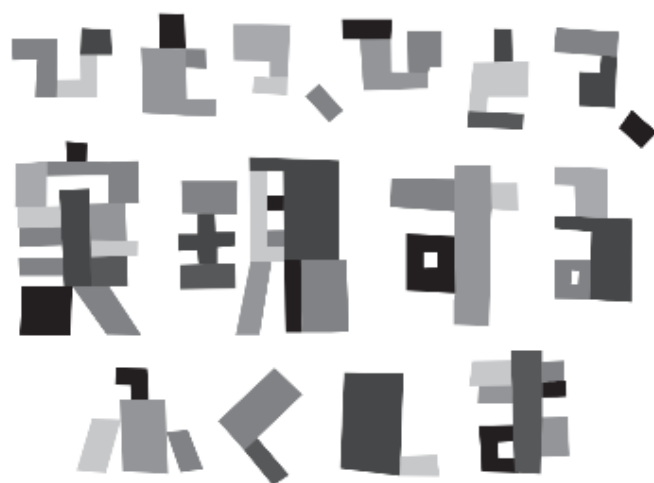


第18回声楽アンサンブルコンテスト全国大会
映像配信及び映像・音声記録等実施業務

事業者募集要項



令和6年10月

声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会

第18回声楽アンサンブルコンテスト全国大会 映像配信及び映像・音声記録等実施業務

6声楽実委第40号
令和6年10月8日

1 目的

声楽アンサンブルコンテスト全国大会は、平成19年度の第1回大会から毎年、福島県で開催しており、全国からトップレベルの合唱団が集まり、中学校、高等学校、小学校・ジュニア、一般の各部門別コンテストと、最終日に各部門の金賞受賞団体による本選が行われます。

声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、第18回大会に係る映像配信及び映像・音声記録等業務を行っていただく大会公式事業者を公募することといたしました。

応募される事業者は、本要項及び別添仕様書に基づき、企画提案書として作成し、期限までに提出してくださいようお願いします。

なお、本業務は別添「映像配信及び映像・音声記録媒体の販売に関する規定」（仕様書末尾）に基づき、大会での撮影・配信及び販売を認める大会公式事業（売上金は全て大会公式事業者の収入）となります。

2 内容に関する事項

(1) 仕様等

別紙「第18回声楽アンサンブルコンテスト全国大会映像配信及び映像・音声記録等実施業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 履行場所

ふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）（福島市入江町1番1号）

(3) 大会公式事業者としての指定期間

指定の日から令和7年4月7日（月）まで

(4) 規定

別紙「映像配信及び映像・音声記録媒体の販売に関する規定」（仕様書末尾）による。

(5) 事務担当

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課内

声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会

担当：山崎 有紀

電話：024-521-7154 FAX：024-521-5677

E-mail：v-ensemble@pref.fukushima.lg.jp

3 第18回声楽アンサンブルコンテスト全国大会の概要

(1) 主催

福島県、福島県教育委員会、声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会

(2) 共催

全日本合唱連盟、全日本合唱連盟東北支部、福島県合唱連盟、福島市、福島市教育委員会、ふくしん夢の音楽堂（公益財団法人福島市振興公社）

(3) 開催部門

中学校部門、高等学校部門、小学校・ジュニア部門、一般部門

(4) スケジュール

令和7年3月20日（木）～23日（日）

○ 1日目（3月20日（木）10:00～）

- ・ 中学校部門コンテスト・表彰式

○ 2日目（3月21日（金）10:00～）

- ・ 高等学校部門コンテスト・表彰式

○ 3日目（3月22日（土）10:00～）

- ・ 小学校・ジュニア部門、一般部門コンテスト・表彰式

○ 4日目（3月23日（日）10:00～）

- ・ 各部門金賞受賞団体による本選・特別企画・表彰式

(5) 会場

ふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）（福島市入江町1番1号）

4 参加資格に関する事項

提案書を提出できる者は、次の（1）から（11）までに掲げる条件を、すべて満たす者であることとします。

(1) 映像・音声記録等に関する専門的知識を有し、これまでに同種類似業務に実績を有していること。

(2) 仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 県税（ただし、県民税、事業税及び自動車税に限る。）、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税（以下「県税等」という。）を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可決定が確定された者を除く。）であること。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 募集開始の日から審査会の日までに福島県から指名停止を受けていない者であること。

- (8) 法人等又はその役員（法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項に該当しない者であること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等に暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
 - ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。
 - キ 法人等が暴力団員等を雇用していること。
 - ク 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (9) 役員等のうち、次に該当するものがある者
- ア 破産者で復権を得ないこと。
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (11) その他、実行委員会との協議に柔軟、真摯に対応できること。

5 募集要項、仕様書等の配布

必要な様式については、福島県文化振興課ホームページからダウンロードして入手してください。

ホームページは、「声楽アンサンブルコンテスト」で検索してください。
なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。

6 説明会の開催

本事業に関する説明会は、実施しません。

7 質問書

企画提案書の作成又は提出に関し疑義があるときは、質問書を提出し、回答を受けることができます。「質問書」の様式は、様式1によるものとします。

(1) 提出期間

令和6年10月15日（火）正午必着とします。

(2) 提出先

上記2の（5）に同じ

(3) 提出方法

FAXまたは電子メールによること。

なお、FAX送信の場合は、送信後に電話にて受信確認の連絡をしてください。

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、令和6年10月17日（木）までの間に、福島県文化振興課ホームページに公表します。なお、個別の回答は行いません。

8 見積書及び企画提案書等の提出

提出様式は、福島県文化振興課ホームページからダウンロードして入手してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式2）（正本1部、副本5部及び電子媒体1部）

（別紙「第18回声楽アンサンブルコンテスト全国大会映像配信及び映像・音声記録等実施業務公募型プロポーザル提案書等記入要領」による。）

イ 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式3）1部

(2) 提出期限

令和6年10月23日（水）正午必着。

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出先

上記2の（5）に同じ。

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便とし、令和6年10月23日（水）正午必着とします。

また、電子媒体一式を「2の（5）記載のE-mailアドレス」に送付ください。

(5) 提案書等の作成および提出に要する費用

すべて提案者の負担とします。

9 審査

(1) 審査

企画提案書の内容について、審査員による書面審査を行い、内容及び実施能力等を総合的に判断し決定します。

なお、実行委員会が必要と認める場合は、対象とする応募者に対して企画提案内容、実施計画等を直接お尋ねする場合があります。

また、審査員、審査基準は非公開とします。

(2) 評価点

提案内容を公平に評価し、業務遂行を行える最適なパートナーを選定するために、実施計画における総合的な観点で評価を行います。

採点分類	項目	構成比率
実施計画点	○全体方針及び計画	100%
	○各業務の実施方法及び遂行能力	
	○スケジュール管理	
	○安全対策	
	○総合評価、独自サービス	

10 審査結果発表

(1) 期日

令和6年10月30日（水）予定

(2) 発表方法

参加者に対して、書面で通知します。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めません。

11 指定の手続き

声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会は、上記9の審査結果を総合的に判断し、最も評価が高い者を大会公式事業者として選定します。

なお、この手続きに参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、その者の選定を行わないことがあります。

この場合は、次点者を選定します。

12 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

(2) 以下に掲げる事項に該当した場合は、提案書等の提出は無効とし、失格とする。

ア 選定に参加する資格が認められない者

イ 要領等に記載されている事項に違反した者

ウ 虚偽の内容を記載した者

エ 提案書等について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの、又は不明確なものを提出した者

オ 審査会の委員に対し、直接または間接を問わず援助を求めた者

カ その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者

なお、アについて、参加資格に適合する旨確認された者であっても、業者決定時点において参加資格に掲げる資格のない者が行った提案書等の提出については無効とする。

(提案書等を提出した者は、提案書等の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとします。)

(3) 提案書などの作成等に要する費用は参加者の負担とします。

(4) 提案書等の著作権は提出者に帰属し、選定以外の目的で提出者に無断で使用しないものとします。

(5) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

(6) 提出期限後における提案書等の提出、再提出及び差し替えは認めません。

(7) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等は無効とし、また、その者が選定の相手方となっている場合は、選定を無効とします。

(8) 提出された提案書等は原則として返却しません。

(9) 企画提案に当たり、外国からの渡航等に費用を要する場合にあっても、実行委員会は

その負担に応じません。

- (10) 選定に関する事務手続については予定であり、状況に応じて変更されることがあります。
- (11) 不慮の都合により、事務手続の途中で選定を延期することがある。その場合は、指名業者への通知・連絡により関係者に周知します。なお、選定を延期した場合においても、(3)のとおり、選定への参加のためにそれまで要した費用について実行委員会でその負担に応じることはしません。
- (12) 事業者について資金事情の変化等により業務履行が確実にないと実行委員会が判断した場合、又、著しく社会的信用を損なう等により、事業者として相応しくないと実行委員会が判断した場合は、選定を取り消します。

13 主なスケジュール

- (1) 公 告 (H P) : 令和6年10月 8日 (火)
- (2) 質 問 書 提 出 期 限 : 令和6年10月15日 (火) 正午
- (3) 企画提案書提出期限 : 令和6年10月23日 (水) 正午
- (4) 書面審査結果の通知 : 令和6年10月30日 (水) <予定>